

こども医療費助成事業の見直しに関する意見書

本市では、少子化対策・子育て支援として子ども医療費の無償化を小学校6年生まで拡充し、償還払い方式・自動償還払い方式を実施している。

国において、平成30年度には現物給付に関するペナルティー（国民健康保険の財政調整交付金減額措置）が就学前まで廃止される予定である。それに伴い本県も平成29年4月26日「こども医療費助成事業の見直しについて～見直しの方向性～」において、平成30年度に向けての見直し案が公表された。

その中で、「①低所得世帯に対する支援の充実、②持続可能な制度とするための財政負担の抑制」を目的に、低所得者は入院通院中学卒業まで現物支給、中間世帯は現行維持、高所得世帯は対象外とする所得区分を設けることとされている。

子どもの貧困対策は沖縄県にとって早急に対処しなければならない大きな問題ではあるが、こどもの医療費助成は本来、少子化対策・子育て支援であり、我が国の将来を担う子どもたちやその保護者が安心して医療を受けられることを目的につくられた制度である。

今回の見直し案は、制度の複雑化とそれに伴う業務量の増加、県民・市民の混乱、市町村における行政コストや医療費助成の負担増など、こども医療費助成制度の悪化を招きかねないと危惧する。

よって本市議会は下記の事項を要請する。

記

1. こども医療費助成事業を見直すに当たり、所得区分を設けないこと。
2. こども医療費助成事業の対象年齢のさらなる拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月28日

沖縄県宜野湾市議会

【送付先】 沖縄県知事